

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 3 月 22 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600269 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600091 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所及び B 社（商業登記簿謄本における設立登記は昭和 51 年 5 月 18 日）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から昭和 51 年 7 月 1 日まで

私が所持している A 事業所の給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されているが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、調査の上、年金額に反映する厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

商業登記簿謄本によると、B 社は、既に解散しており、同社から請求者に関する資料を得ることはできないものの、同社の元事業主の陳述及び請求者が提出した給料支払明細書（昭和 50 年 3 月分から同年 5 月分まで、同年 9 月分及び同年 11 月分から昭和 51 年 6 月分まで）から、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 51 年 7 月 1 日と記録されており、請求期間において、A 事業所及び B 社が、厚生年金保険の適用事業所に該当した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行った形跡が確認できない。

また、請求期間当時の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 9 条には、「適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定されており、同法第 6 条には適用事業所とは、「常時五人以上の従業員を使用するもの」と規定されているところ、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 51 年 7 月 1 日時点の被保険者数は、請求者を含め 5 人（元事業主及びその妻を含む。）であるが、元事業主は、事業開始当初私と妻の 2 人でその後、請求者が入り、法人設立時は 3 人だった旨陳述している等、請求期間において、A 事業所及び B 社が、常時 5 人以上の従業員を使用していたことを確認又は推認できる資料及び陳述は得られない。

このほか、請求期間において、A 事業所及び B 社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

なお、前述の給料支払明細書（昭和 51 年 6 月分を除く。）において、控除額の厚生年金欄に金額が記載されていることは確認できるものの、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる資格要件（A 事業所及び B 社が適用事業所となる要件）を満たしていたとは認められないため、請求者の厚生年金保険の被保険者記録を訂正することはできない。